

仕 様 書

1 件 名 公用車メンテナンスリース契約

軽乗用自動車（ハイブリッド、2WD）

4台

2 車両の仕様

乗車定員	4名	
条 件	新車又は未使用車	
燃料の種類	ガソリン	
駆動方式	2WD	
車 体 色	白系統	
基本装備	エアコン	
	パワーステアリング	
	AM・FMラジオ	
	フロアマット	
	後席両側スライドドア	
	集中ドアロック	
	SRSエアバックシステム（運転席・助手席）	
	鍵 2本/台	
	スペアタイヤ1本又はパンク修理キット	
	ドライブレコーダー	
	<p>※車両の前方（水平方向100°以上、垂直方向60°以上）を映像記録として残すことが可能であること。 ※映像は、交通事故発生の際の証拠として十分な画質で撮影でき、かつ閲覧できること。 ※日付及び時刻を記録可能なものであること。 ※音声録音可能なものであること。 ※車両エンジンの始動と連動で作動開始し、エンジンを切ることで作動終了すること。 ※始動中は常時録画タイプのものであり、記録媒体1枚でHD撮影モードにて12時間以上継続録画可能なものであること。 ※常時録画のデータは、古いものから順に上書きにより自動消去されること。 ※LED信号機と同調しないfpsで撮影可能であること。 ※記録媒体は、SDカード等のレコーダー本体から容易に取り外し可能なものであること。 ※記録媒体をパソコン（Windows11Pro）に差し込むことにより、映像記録の閲覧が可能であること。 なお、閲覧用ソフトが必要な場合は、これもセットで納入すること。 ※映像記録を外部提供する場合を想定し、記録データについて必要な部分のみ加工により切り取りできるもの、もしくは最初から数分単位での個別ファイルとして映像記録が保存されるものであること。 ※レコーダー取付用具等の消耗品については、賃貸人の負担によるものとする。 ※SDカード等の記録媒体は、三原市にて購入及び交換を行う。</p>	
	冬用タイヤ4本（ホイール付）を納入すること。	
	その他	

3 納入場所 旧円一町庁舎跡地駐車場（三原市円一町2丁目3-4）

4 納入期限 令和9年3月31日（水）

5 リース期間 車両登録日から5年間

6 メンテナンスリース料に含まれる内容

- (1) 車両本体及び付属品
- (2) 新規登録に伴う諸費用一式
- (3) 自動車税環境性能割、自動車税種別割、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料
- (4) 点検整備費（継続車検整備、法定点検整備、法定点検以外の定期点検整備（新車1か月点検及び6か月ごと））※引取納車の費用を含む
- (5) 消耗品の補充及び交換費用一式
- (6) バッテリー交換費用（動力用バッテリーを除く）
- (7) タイヤ代（夏用タイヤ、冬用タイヤともに必要数）及びタイヤ交換費用
- (8) 故障修理費用（通常の使用において発生するパンクを含む故障の修理費用。出張費を含む。ドライブレコーダーの修理を含む。）
- (9) 代車費用（継続車検時及び故障修理時等に3日以上日数を要する場合、3日目以降の代車提供費用）
- (10) その他安全走行に必要な点検・修理の費用

7 推定走行距離 1台につき500km/月

8 その他

- (1) 納入日の午後3時までに、車検証及び自賠責証のコピーを財産管理課に提出すること。原本はそれぞれの車両内に備えておくこと。
- (2) 冬用タイヤを該当車両に積載した状態で納入すること。タイヤは三原市にて保管する。
- (3) 支払い方法は各月払い（履行後翌月払い）とする。
毎月の請求書には、1台ごとの請求額と、〇/60回のように、当該請求が支払回数全体のうち何回目の支払に当たるかを明記すること。
- (4) 自動車税種別割、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料の額に事前に予測できない変動があった場合は、三原市と協議の上、定めるものとする。
- (5) 初年度登録年月日は車両納入日以前5日以内とする。
- (6) 納入場所までの納入に要する費用は賃貸人が負担するものとする。
- (7) 点検整備又は修理を行う際は、引取納車とすること。
- (8) 点検等の案内（郵送・電話等でのお知らせ）は、賃貸人又は自動車整備工場から車の所管課である財産管理課に連絡し、日程調整を行うこと。ただし、契約途中で車の所管課が変更となった場合は、変更後の所管課に連絡して日程調整を行うこと。
- (9) リース開始後、車両は三原市にて各所管課に配置する。
点検整備及び修理の際は、配置場所にて引取及び納車を行うこと。
なお、契約期間中に車両の配置場所が変更になった場合は、変更後の配置場所にて引取及び納車を行うこと。

NO.	配置場所	所管課	冬用 タイヤ	駆動 方式
NO. 174	旧円一町庁舎跡地駐車場	財産管理課	必要	2WD
NO. 175	旧円一町庁舎跡地駐車場	財産管理課	必要	2WD
NO. 176	旧円一町庁舎跡地駐車場	財産管理課	必要	2WD
NO. 177	旧円一町庁舎跡地駐車場	建築課	必要	2WD

9 担当課

財産管理課 川西 TEL (0848) 67-6012
FAX (0848) 67-6199

仕 様 書

1 件 名 公用車メンテナンスリース契約

軽乗用自動車（ハイブリッド、2WD）

1台

2 車両の仕様

乗車定員	4名
条 件	新車又は未使用車
燃料の種類	ガソリン
駆 動 方 式	2WD
車 体 寸 法	全長3,400mm以下 全幅1,480mm以下 全高1,550mm以上1,700mm未満
車 体 色	白系統
基本 装 備	エアコン
	パワーステアリング
	AM・FMラジオ
	フロアマット
	集中ドアロック
	SRSエアバックシステム（運転席・助手席）
	鍵 2本/台
	スペアタイヤ1本又はパンク修理キット
	ドライブレコーダー
	※車両の前方（水平方向100°以上、垂直方向60°以上）を映像記録として残すことが可能であること。 ※映像は、交通事故発生の際の証拠として十分な画質で撮影でき、かつ閲覧できること。 ※日付及び時刻を記録可能なものであること。 ※音声録音可能なものであること。 ※車両エンジンの始動と連動で作動開始し、エンジンを切ることで作動終了すること。 ※始動中は常時録画タイプのものであり、記録媒体1枚でHD撮影モードにて12時間以上継続録画可能なものであること。 ※常時録画のデータは、古いものから順に上書きにより自動消去されること。 ※LED信号機と同調しないfpsで撮影可能であること。 ※記録媒体は、SDカード等のレコーダー本体から容易に取り外し可能なものであること。 ※記録媒体をパソコン（Windows11Pro）に差し込むことにより、映像記録の閲覧が可能であること。 なお、閲覧用ソフトが必要な場合は、これもセットで納入すること。 ※映像記録を外部提供する場合を想定し、記録データについて必要な部分のみ加工により切り取りできるもの、もしくは最初から数分単位での個別ファイルとして映像記録が保存されるものであること。 ※レコーダー取付用具等の消耗品については、賃貸人の負担によるものとする。 ※SDカード等の記録媒体は、三原市にて購入及び交換を行う。
	冬用タイヤ4本（ホイール付）を納入すること。
その他	

3 納入場所 旧円一町庁舎跡地駐車場（三原市円一町2丁目3-4）

4 納入期限 令和9年3月31日（水）

5 リース期間 車両登録日から5年間

6 メンテナンスリース料に含まれる内容

- (1) 車両本体及び付属品
- (2) 新規登録に伴う諸費用一式
- (3) 自動車税環境性能割、自動車税種別割、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料
- (4) 点検整備費（継続車検整備、法定点検整備、法定点検以外の定期点検整備（新車1か月点検及び6か月ごと））※引取納車の費用を含む
- (5) 消耗品の補充及び交換費用一式
- (6) バッテリー交換費用（動力用バッテリーを除く）
- (7) タイヤ代（夏用タイヤ、冬用タイヤともに必要数）及びタイヤ交換費用
- (8) 故障修理費用（通常の使用において発生するパンクを含む故障の修理費用。出張費を含む。ドライブレコーダーの修理を含む。）
- (9) 代車費用（継続車検時及び故障修理時等に3日以上日数を要する場合、3日目以降の代車提供費用）
- (10) その他安全走行に必要な点検・修理の費用

7 推定走行距離 1台につき500km/月

8 その他

- (1) 納入日の午後3時までに、車検証及び自賠責証のコピーを財産管理課に提出すること。原本はそれぞれの車両内に備えておくこと。
- (2) 冬用タイヤを該当車両に積載した状態で納入すること。タイヤは三原市にて保管する。
- (3) 支払い方法は各月払い（履行後翌月払い）とする。
毎月の請求書には、1台ごとの請求額と、〇/60回のように、当該請求が支払回数全体のうち何回目の支払に当たるかを明記すること。
- (4) 自動車税種別割、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料の額に事前に予測できない変動があった場合は、三原市と協議の上、定めるものとする。
- (5) 初年度登録年月日は車両納入日以前5日以内とする。
- (6) 納入場所までの納入に要する費用は賃貸人が負担するものとする。
- (7) 点検整備又は修理を行う際は、引取納車とすること。
- (8) 点検等の案内（郵送・電話等でのお知らせ）は、賃貸人又は自動車整備工場から車の所管課である財産管理課に連絡し、日程調整を行うこと。ただし、契約途中で車の所管課が変更となった場合は、変更後の所管課に連絡して日程調整を行うこと。
- (9) リース開始後、車両は三原市にて各所管課に配置する。
点検整備及び修理の際は、配置場所にて引取及び納車を行うこと。
なお、契約期間中に車両の配置場所が変更になった場合は、変更後の配置場所にて引取及び納車を行うこと。

NO.	配置場所	所管課	冬用 タイヤ	駆動 方式
NO. 173	旧円一町庁舎跡地駐車場	保健福祉課	必要	2WD

9 担当課

財産管理課 川西 TEL (0848) 67-6012
FAX (0848) 67-6199